

第 2 4 2 回大阪海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時	令和 4 年 7 月 28 日 (木) 午後 3 時 30 分から
2 場 所	大阪府咲洲庁舎 23 階 海区委員会室
3 出席委員	今井 一郎、多田 稔、岡 修、奥 浩幸、津本 芳孝、常松 睦弘、 田中 映治、伊瀬 隆二、樋口 正明、村上 知子、鍋島 靖信 (専門委員)
4 府関係者	池田 孝雄、新瀬 幾恵、吉見 翔太郎、佐野 雅基 (水産技術センター)
5 事務局	井坂 浩一、久保 佳洋、宗石 瞬
6 議事事項	委員会 (1) 海面における漁業権免許について (2) 漁業許可の公示について
7 議事概要 事務局 (井坂書記長)	<p>定刻となりましたので、ただ今から第 242 回大阪海区漁業調整委員会の開催をお願いしたいと思います。その前に事務局から注意事項等を説明させていただきます。</p> <p>携帯電話をお持ちの方に注意事項として、会議中は電源を切るかマナーモードに設定をお願いします。</p> <p>本日は、委員 10 名全員に出席いただいておりますので、本日の委員会が有効に成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>本日ご審議いただきます議題は、お手元の次第に記載しておりますとおり、</p> <ul style="list-style-type: none">・「海面における漁業権免許について」、・「漁業許可の公示について」の 2 件でございます。 <p>それでは、今井会長、議事の進行よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>ただ今から、第 242 回大阪海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>はじめに、本日は委員会ですので、議事に入ります前に、議事録署名人を、大阪海区漁業調整委員会規程第 7 条第 2 項の規定に基づき私から指名させていただきます。</p> <p>議事録署名人につきましては、岡委員と田中委員に申し上げます。</p>

	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議題 1、「海面における漁業権免許」について、水産課から説明をお願いします。</p>
<p>水産課 (久保補佐)</p>	<p>水産課の久保でございます。漁業権免許についての説明をさせていただきます。5月に開催した第240回の委員会で漁場計画についてご審議いただき、ご承認いただきました。それを受けまして、令和4年5月31日付け大阪府告示第711号で本計画を公示させていただきます、6月1日から7月15日まで申請を受付けておりました。その結果、大阪府鰹巾着網漁業協同組合を代表として、泉大津から泉佐野までの合計7組合の連名という形で免許申請がございました。この内容についてご審議いただきたいと思っております。海区委員会資料1及び参考資料1-2を用いてご説明させていただきます。漁業法第69条に基づき申請があり、法第70条に「前条第一項の申請があったときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」と規定がございますので、この規定に基づき本日ご意見を伺います。法第71条の規定されている免許をしない場合及び法第72条に規定されている免許の適格性について、水産課で事前に審査しておりますので海区委員会資料1を用いてご説明させていただきます。資料1の表面には法第71条各号に掲げられている免許をしない場合の要件を記載しており、各号に掲げる免許をしない場合に該当しないかどうか審査を行いました。まず、第1号は、法第72条に規定する適格性がないときは免許しないこととなっております。</p> <p>資料1の裏面をご覧ください。法第72条第2項で住所要件について規定されており、このことについて、参考資料1-2を用いてご説明させていただきます。公示させていただきました漁場計画に関係地区を定めており、その内容を参考資料1-2の表の欄外に記載しております。上部の表は、申請者である7漁協の定款で定めている地区の要件です。法第72条第2項では、この関係地区が定款で定める地区に一部でも含まれている必要があります。順番に確認しますが、泉大津漁協の定款に定める地区は、泉大津市の全部、和泉市箕形町及び岸和田市磯上町となっております。併せて、下部の関係地区を見ていただくと、泉大津市のいくつかの町名が記載されているので含まれていることが確認できます。次に忠岡漁協の定款に定める地区に、大阪府泉北郡忠岡町の区域がありますが、関係地区の忠</p>

岡町には、忠岡北、忠岡中、忠岡南、忠岡東という記載があるので含まれていることが確認できます。なお、忠岡漁協のみ定款に定める区域に岸和田市や泉大津市が含まれておりますが、例えば、忠岡漁協の定款区域の岸和田市では、関係地区の野田町が該当します。泉大津市では、条南町と寿町が該当します。つまり、関係地区を十分含んでいるので問題ございません。その他 5 漁協につきましては、市域全域といった表現になっておりますので、関係地区に記載している市域の住所地を含んでいることは明らかです。

この結果、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合であることが確認できました。次に、法第 72 条 2 項では「その組合員のうち関係地区内に住所を有し 1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数が、関係地区内に住所を有し 1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数の 3 分の 2 以上であること。」と規定がございます。参考資料 1-2 の裏面をご覧ください。申請時に 7 漁協から組合員名簿をご提出いただき、この関係地区に住所を有する方の世帯数を確認させていただきました。これが表の左から 2 つ目に記載があるとおおり、7 漁協で 328 世帯が関係地区に住所を有しております。そして、関係地区内に住所を有し 1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数、つまり、7 つの組合に属さない世帯数を確認する必要があり、確認したところ 0 でございました。ついては、法第 72 条第 2 項で規定されている「その組合員のうち関係地区内に住所を有し 1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数が、関係地区内に住所を有し 1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数の 3 分の 2 以上であること」を満たしております。これらのことから、海区委員会資料 1 に記載しております法第 71 条第 1 項第 1 号に掲げる事項は適正と判断させていただきました。次に第 2 号では、「海区漁場計画の内容と異なる申請があったとき」とあります。今回申請いただいた内容は漁場の位置、内容等は同一であるので適正とさせていただきます。第 3 号では、「その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき」とあります。免許を受けようとするかき養殖業は、現在大阪府の海域において 7 漁業協同組合（泉佐野、田尻、岡田浦、尾崎、西鳥取、下荘、深日）に免許しており、今回、免許する漁場は、これまで養殖業など漁場として利用されていなかった海域であり、加えて、7 漁業協同組合（既免許漁協は泉佐野のみ）が

	<p>共同で養殖業を行うものであることから、漁業権の不当な集中に至るおそれはないと判断し、適正とさせていただきます。最後第4号ですが、「免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。」とあります。免許を受けようとする漁場の区域は、一般海域であり、他人の所有又は占有がないことを確認しているため適正と判断させていただきました。ただ、当該海面は、貝塚市の消防署が訓練で使用する等、海面の使用実績があることから、当該海面の使用を許可している港湾局に免許をすることに関して異議がないことを確認しております。以上より、本課は法第71条第1項に掲げられている4項目についてはすべて適正と判断しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。 ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。</p>
各 委 員	(質疑等)
会 長	<p>特にご質問等が無いようですので、議案1については、水産課の案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
各 委 員	(異議なし)
会 長	<p>ありがとうございます。 それでは、議案1「海面における漁業権免許」については、水産課の案のとおり承認することとします。事務局から答申案をお願いします。</p>
事 務 局 (井坂書記長)	(答申案読み上げ)
会 長	<p>ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。</p>
各 委 員	(異議なし)

<p>会 長</p>	<p>ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。 それでは、引き続き、議題 2 の「漁業許可の公示」について、審議をお願いしたいと思います。 内容について、水産課から説明をお願いします。</p>
<p>水産課 (吉見技師)</p>	<p>大阪府水産課の吉見でございます。よろしくお願いいたします。 漁業許可の公示に関して、諮問させていただきます。まず、お手元の黄色いファイル「法令集」をご準備ください。右端のインデックスの上から 5 つ目の大阪府漁業調整規則をお開きください。第 11 条が根拠条文となります。本条第 1 項では、知事は、漁業の新規許可をしようとするときは、同条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を定め、その内容及び申請すべき期間を公示しなければならないと定められております。また、同条第 3 項により、制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと定められており、以上が今回の諮問の根拠となります。 海区委員会資料 2 をご覧ください。表にあります通り、つばす・すずき流網漁業 2 隻、まながつお流網漁業 1 隻、刺網漁業 3 隻、たこつぼ漁業 2 隻、ひきなわ漁業 3 隻、あなごかご漁業 4 隻について、新規許可の要望が出ております。申請すべき期間については、許認可方針通り、刺網漁業については 1 か月、その他の漁業については 2 か月間としております。説明については以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。 ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>(質疑等)</p>
<p>会 長</p>	<p>特にご質問等がないようですので、議案 2 については、水産課の案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、議案 2 「漁業許可の公示」については、水産課の案のとおり承認することとします。事務局から答申案をお願いします。</p>

事務局 (井坂書記長)	(答申案読み上げ)
会長	ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。
各委員	(異議なし)
会長	ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。 本日予定していた議事はすべて終了しました。 ほか何かご意見や事務局から連絡事項等ございませんか。
事務局 (井坂書記長)	次回海区委員会の開催予定ですが、例年お願いしている「さかなかご漁業に係る委員会指示」の発出について、今年も9月にご審議いただく予定です。そのための調査を鍋島専門員のご協力をいただき実施しているところです。加えて、今年は、昨年のさかなかご漁業の委員会指示をご審議いただいた際に、委員からすべての「かご漁業」を許可制に移行してはどうかといったご意見も頂戴していますので、この機会にかご漁業の実態、操業に係るトラブルの有無等、その辺の調査も合わせて実施する予定にしています。その調査結果についても、あわせてご報告できればと考えております。 日程ですが、9月12日の週で開催を考えていますがいかがでしょうか。
各委員	(日程に関するご意見等)
事務局 (井坂書記長)	では、調整の結果、次回の海区委員会は9月13日15時から開催させていただきますので、よろしく願いいたします。
会長	それでは、これをもって、本日の委員会は閉会といたします。 お疲れ様でした。